

## 「よくあるお問い合わせ」について

	ご質問	回答	分類
Q 1	観光客向けの駐車場を運営していますが、協力金の対象となりますか。	支給対象とはなりません。	制度内容
Q 2	観光客向けに貸し出し（レンタル）業を行っていますが、協力金の対象となりますか。	支給対象とはなりません。	制度内容
Q 3	「宿泊予約延期協力金」との重複申請はできますか。	申請することはできません。	制度内容
Q 4	遊漁船業の登録の有無について、どのように調べればいいですか。	お近くの県農林水産事務所（津、伊勢、尾鷲）において、登録の有無を確認することができます。 【連絡先】 津農林水産事務所：059-223-5128 伊勢農林水産事務所：0596-27-5189 尾鷲農林水産事務所：0597-23-3512	制度内容
Q 5	申請書はどのように入手すればいいですか。	5月15日（金）から県のホームページで公表（掲載）します。	申請書
Q 6	5月14日に国の緊急事態宣言が解除された後も、この制度は活用できるのか。	対象期間を4月20日から5月31日としており、この間、協力いただきました対象事業者の方は、本制度を活用していただけます。	制度内容